

公告第 624 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 6 年 3 月 26 日

郡山市長 品川 萬里

第 1 業務概要

- 1 業務名 「郡山を知る・見る・食べる」発信業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで
- 4 提案上限金額 ￥6,660,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 13 年 4 月 24 日制定）、郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定）及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。）に基づく指名停止期間中のものでないこと。
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 4 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 5 本公告の日の 5 年前の日から参加申込期限までの間において、本業務と同種又は同類の業務経験を有していること。

- 6 共同企業体によりプロポーザルに参加する場合は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
- (1) 共同企業体は、自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
 - (2) 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。
 - (3) 前第1項から第4項までの要件について、共同企業体の全構成企業が満たしていること。
 - (4) 前第5項の要件について、共同企業体のうちいずれかの構成企業が満たしていること。

第3 実施要領等の入手方法

「郡山を知る・見る・食べる」発信業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び様式（以下「実施要領等」という。）については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイトー入札・契約ポータルサイトー入札情報ーその他の業務」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/105895.html>

第4 担当部局

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市役所本庁舎5階

郡山市文化スポーツ部国際政策課シティプロモーション係

電話 024-924-3711 ファクシミリ 024-924-0059

メールアドレス gakuto@city.koriyama.lg.jp

第5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和6年4月30日（火）午後5時15分まで（必着）
- 2 提出場所 郡山市役所本庁舎5階 郡山市文化スポーツ部国際政策課
- 3 提出方法 郵送又は持参による。

なお、郵送の場合は、書留等の発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。持参による提出の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く午前8時30分から午後5時15分までの受付とする。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 契約候補者の決定

- 1 「郡山を知る・見る・食べる」発信業務委託に係るプロポーザル選定委員会設置要綱(令和6年3月25日制定)に基づき設置する委員会(以下「選定委員会」という。)において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 審査結果については、郡山市ウェブサイトにて、次の内容を公表するものとする。
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
 - (1) 事業者名
 - (2) 契約候補者及び次順位者名
 - (3) 各参加者の評価点
 - (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の特定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、郡山市契約規則(昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。)第8条第1項第5号の規定により免除とする。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 委託料の支払いについては、発注者は、業務完了後に行う検査合格の後、受注者が提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に行うものとする。

第9 その他

- 1 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案書等に関する審査は書面にて実施し、必要に応じヒアリングを実施する。
- 3 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 4 提出された書類は返却しない。
- 5 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 6 その他必要な事項は、規則及び本プロポーザル実施要領による。

「郡山を知る・見る・食べる」発信業務委託仕様書

1 業務名

「郡山を知る・見る・食べる」発信業務

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 業務目的

本業務は、市制施行100周年を迎える令和6年に、首都圏において郡山のファンの繋がりを生み出し、新たなファンを獲得するイベントを開催し、郡山市の魅力を幅広く発信することで、イメージや認知度の向上及び関係人口の創出に繋げ、来訪契機や市製品の消費を生み出すとともに、原子力災害に起因する風評の払しょくを図ることを目的とする。

4 業務の方向性とこれまでの経過

(1) ターゲット

本業務のメインターゲットは、首都圏在住の20代から30代までとするが、イベント開催においては、その限りではなく、新たなファン層の獲得に向け広く集客すること。

(2) 方針

本業務は、風評払しょくを狙いとした福島県外の住民に対する情報発信やイベント開催等の支援を目的とした復興庁の地域情報発信交付金を活用し実施するものである。

令和4年度は、ターゲットに対するアンケートの実施、アンケート結果を踏まえた滞在イメージ動画の制作及び動画の周知広報を通じたイメージアッププロモーションを実施した。

令和5年度は、それらを踏まえた新たな動画を制作し、その動画内の出来事を体験するツアーを企画・運営し、参加者に自らのSNSで発信してもらった。

令和6年度は、首都圏に向け情報発信を行う特設ランディングページを制作するとともに、首都圏におけるイベントを開催し、本市のファンの獲得を目指す。

【これまでの制作物】

(参考1) 令和4年度制作動画「人生（たび）の途中」

<https://www.youtube.com/watch?v=mwccddZ8u7Lw&t=122s>

(参考2) 令和4年度アンケート結果

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/45/73171.html>

(参考3) 令和5年度制作動画(2本)

「知る・見る・食べる Trip ～Vol.1～」

<https://www.youtube.com/watch?v=iNKBmJZIOVM&t=77s>

「知る・見る・食べる Trip ～Vol.2～」

https://www.youtube.com/watch?v=rjZlvntAJ_o&t=216s

(参考4)各種アカウント

(ア) Instagram アカウント (funfan.koriyama)

(イ) YouTube アカウント (Fun Fan Koriyama)

(ウ) X アカウント (@funfan_koriyama)

5 業務内容

(1) 首都圏でのイベント(KORIYAMA100周年ファンミーティング)の企画・運営

ア 多くの来場者が見込める会場を選定し、イベント開催時期は10月とする。

イ 実施に際し、必要となる物品や人材を調達・手配し、当日の運営に当たること。

ウ イベントは、1日開催とし、その中で本市の魅力を感じられるコンテンツを複数実施すること。

エ コンテンツの1つは、本市 SNS のフォロワーを獲得することを狙いとする。

オ 実施する場所やコンテンツにより生じる関係各所への事務手続き等も受注者が行うこと。

カ 本市の事業者と来場者が販売や試食、体験等を通じ、交流できる仕組みを取り入れること。また、事業者が参加しやすいように送料や交通費についても考慮すること。

キ 会場内の様子を配信できるカメラを設置すること。

ク マイク等が使用できる簡易的なステージを用意すること。

ケ 悪天候時も実施可能な場所を使用するか、そうでない場合は悪天候時に備えた対策等を講ずること。

コ 来場者へのアンケートなどを実施し、本イベントの効果測定に用いること。

サ 本イベントにおいて、本市の100周年記念事業で委嘱する「こおりやまプロモーションアンバサダー」(以下、アンバサダーという。)3名のお披露目を想定しているため、「こおりやまプロモーションアンバサダー創出活用業務委託」受託事業者との連携を図ること。

なお、本イベントのアンバサダーに係る交通費等の諸経費は、本業務の対象外とする。

(2) 特設ランディングページの開設

ア 首都圏向けの情報を集約するランディングページを作成すること。

イ ランディングページでは、本事業で実施するイベントの開催情報に加えて、郡山

市のイベント出展や観光スポット等の県外住民向けの旬の情報が更新できる仕様とすること。

ウ 写真やビジュアルイメージを効果的に活用するとともに、本市公式ウェブサイト等へのリンクも使用し、本市に興味がある視聴者が見やすいページ構成とすること。

エ SNS サービス（Instagram、X 等）と容易に連動し、投稿やシェアされるような仕組みを取り入れること。

オ ウェブアクセシビリティ、ユーザビリティに配慮した構成とすること。

カ パソコンの他、スマートフォンやタブレット端末等、マルチデバイスでの利用対応とすること。

キ できるだけ多くのウェブブラウザ及びバージョンで操作できるよう配慮すること。

ク ページの訪問者数、滞在時間やビュー数等、効果測定を図るためのアクセス解析を行えること。

（3）ターゲット等に対する効果的な情報発信

ア 本業務で実施するイベントについて、集客に効果的と思われる情報発信手法を検討し、2つ以上実施すること。（例、他の首都圏イベントへの出店による告知、フライヤーの制作・配布、SNS 広告等）

イ ア以外に本業務の契約から履行期間終了まで、ターゲットに対し、その都度波及効果が高い手法を用いて、情報発信をすること。発信の一例として4で提示した Instagram アカウントの投稿内容を参照すること。

ウ 本市への来訪契機となる効果的なプロモーションが行えるよう発信方法を十分に検討し、本市と協議の上決定すること。

エ SNS を用いた広報においては、市公式アカウント並びに令和4年度に本業務で立ち上げた各種アカウント「Fun Fan Koriyama」を使用することができる。

オ その他、メディアに対してのリリースについても検討し、効果的と思われるものについて実施すること。（PRTIMES については、本市で別途契約をしているため発信手法からは除く。）

（4）その他の企画提案

上記（1）～（3）のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実現可能な企画を提案することができる。

6 報告書及び成果品の提出

（1）5（1）～（4）に関する実施報告書

- (2) 提案後採用された成果品
- (3) その他、各種成果品データ

7 成果品の納期

令和7年3月31日（月）までとする。

8 納品場所

郡山市文化スポーツ部国際政策課

※納品方法等の詳細は、協議の上決定する。

9 業務体制等

- (1) イベントの実施に当たっては、会場管理者との事前打ち合わせや現地確認を適宜行い、イベントの開催に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、来場者の安全確保を徹底すること。
- (2) イベント内で体験、ワークショップ等を行う際には、参加者への必要な安全対策を講じること。
- (3) イベントに参加する事業者等への説明及び連絡調整を行い、イベント運営に係るマネジメントを行うこと。
- (4) 受注者は、業務従事者が急病等で予定した業務に従事できない場合は、同等以上の能力を有する代替要員を手配する等の措置をとり、本業務実施に支障がないように対応すること。

10 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 業務全体を管理・統括する責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この統括責任者を通して行うものとする。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (3) 本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (5) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、個人情報保護法等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (6) 受注者は、本業務の履行に際し、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に

損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 本業務にて制作した成果品及び映像素材データの著作権(著作権法第27条、第28条所定の権利を含む)は、本市に帰属するものとする。

(9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める業務の実施に当たって疑義が生じた場合は遅滞なく協議し、これを定めるものとする。